

所定疾患施設療養費の公表

介護老人保健施設の入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、厚生労働省の規定に基づき、下記の通り算定状況を公表いたします。

令和5年(2023年度) 所定疾患施設療養費の算定状況
所定疾患(Ⅱ)

		肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	慢性心不全の増悪	計
4月	人数	0	2	0	0	0	2
	日数	0	6	0	0	0	6
5月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
6月	人数	1	2	0	0	0	3
	日数	10	5	0	0	0	15
7月	人数	0	4	0	0	0	4
	日数	0	11	0	0	0	11
8月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
9月	人数	0	4	0	0	0	4
	日数	0	12	0	0	0	12
10月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
11月	人数	0	2	0	0	0	2
	日数	0	7	0	0	0	7
12月	人数	1	1	0	0	0	2
	日数	1	3	0	0	0	4
1月	人数	3	0	0	0	0	3
	日数	15	0	0	0	0	15
2月	人数	0	2	0	0	0	2
	日数	0	13	0	0	0	13
3月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0

【所定疾患施設療養費 算定要件】

- 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に所定単位数を算定する。
- 〈所定疾患施設療養費(Ⅰ)〉
- 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- 〈所定疾患施設療養費(Ⅱ)〉
- 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診察録に記載していること。
- 所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。